

平成20年2月14日

## 「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案」に対する意見募集

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案を作成しました。

つきましては、この案について、平成20年2月15日（金）から平成20年3月17日（月）までの間、意見を募集します。

### 1. 背景

本年度における公務員給与と民間給与との較差を埋めるため、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）」により、平成20年4月1日から、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が500円引き上げられることに対応して、本基準政令第2条第3項中、配偶者以外の扶養親族に係る加算額についても引き上げるものです。

### 2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象：「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案」

意見募集要領：別添をご覧ください。

### 3. 意見募集の期限

平成20年3月17日（月）午後5時（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

問い合わせ先

総務省消防庁国民保護・防災部

防災課 志田災害対策官、小川事務官

TEL 03-5253-7525

FAX 03-5253-7535

# 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 の一部を改正する政令について（概要説明）

平成20年2月  
消防庁防災課

## 1 背景

本年度における公務員給与と民間給与との較差を埋めるため、平成19年11月30日に公布された「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）」により、平成20年4月1日から、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が500円引き上げられることに対応して、本基準政令第2条第3項中、配偶者以外の扶養親族に係る加算額についても引き上げるものである。

## 2 改正（案）

配偶者以外の扶養親族に係る扶養加算額（第2条第3項）を、改正後の給与法に定める配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額である6,500円を30で除した額（日額相当）の217円とする。

### 【現行】

（単位：円／日額）

| 区分  | 扶養親族である配偶者 | 配偶者以外の扶養親族 |   |                                   |
|-----|------------|------------|---|-----------------------------------|
|     |            | 1人につき      | （扶養親族でない配偶者がある場合）<br>上記扶養親族のうち<br>1人に限り | （配偶者がいない場合）<br>上記扶養親族のうち<br>1人に限り |
| 加算額 | 433        | 200        | 217                                     | 367                               |

### 【改正後】

（単位：円／日額）

| 区分  | 扶養親族である配偶者 | 配偶者以外の扶養親族 |                                   |  |
|-----|------------|------------|-----------------------------------|--|
|     |            | 1人につき      | （配偶者がいない場合）<br>上記扶養親族のうち<br>1人に限り |  |
| 加算額 | 433        | 217        | 367                               |  |

#### ※ 配偶者以外の扶養親族

- （1） 二十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫
- （2） 六十歳以上の父母及び祖父母
- （3） 二十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- （4） 重度心身障害者

### 3 施行日・経過規定について

(1) 施行日は、平成20年4月1日施行とする。

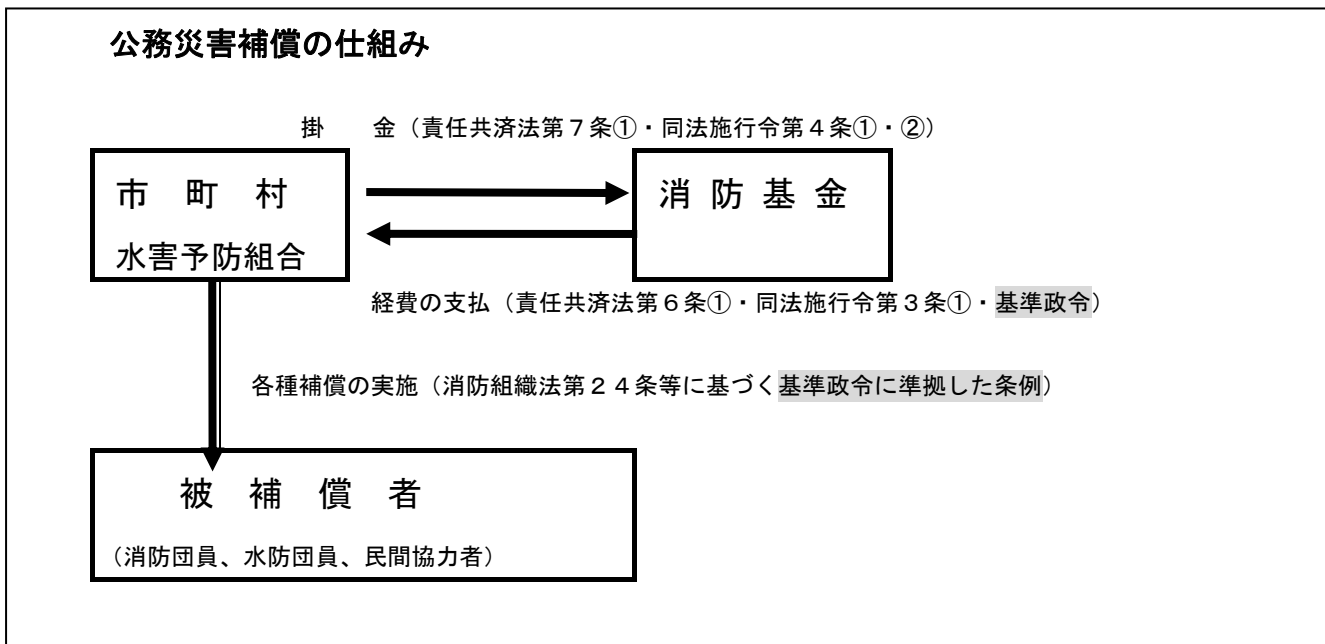
(2) 以下の経過措置を設ける。

改正後の規定は、政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。)並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用。

同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成20年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

#### <参考>

### 1 非常勤消防団員等に係る公務災害補償制度の概要



#### ※ 消防組織法第24条

「消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。」

#### ※ また、以下の法においても同様の規定がある。

- 消防法 (第36条の3第1項・同3項で準用) 消防・救急活動・都道府県の行う救急業務に従事した民間人
- 水防法 (第6条の2第1項) 非常勤水防団
- 水防法 (第45条) 水防活動に従事した民間人
- 災害対策基本法 (第84条・原子力災害対策特別措置法により準用) 応急措置に従事した民間人
- 国民保護法 (第160条) 国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者

## 2 補償の種類

- ① 療養補償
- ② 休業補償
- ③ 傷病補償年金
- ④ 障害補償(年金・一時金)
- ⑤ 介護補償
- ⑥ 遺族補償(年金・一時金)
- ⑦ 葬祭補償

## 3 補償額の算出

$$\text{補償額(年額)} = \text{補償基礎額} + \text{扶養加算額} \times \text{倍数}$$

※ 補償基礎額・・・国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の「平均給与額」に相当。公安職俸給表(一)をもとに算出。

最高額 7級39号の日額

最低額 1級63号の日額

※ 扶養加算額・・・国家公務員の扶養手当の日額

### 現行の別表第一 補償基礎額表(第2条関係)

| 階級        | 勤務年数 (単位:円(日額)) |           |        |
|-----------|-----------------|-----------|--------|
|           | 十年未満            | 十年以上二十年未満 | 二十年以上  |
| 団長及び副団長   | 12,400          | 13,300    | 14,200 |
| 分団長及び副分団長 | 10,600          | 11,500    | 12,400 |
| 部長、班長及び団員 | 8,800           | 9,700     | 10,600 |

## 2 年金たる給付の経過措置について（附則第2項関係）

年金たる給付は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとされており、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支給するものとされている。（基準政令第13条）この給付額は、月分ごとに算定している。

今回改正においては、その給付額の算定の基礎となる補償基礎額の加算額の改定をすることに伴い、年金の額の算定にあつては、4月分以後の月分から新補償基礎額を用いて算定する経過措置を附則において規定しているもの。

### 支給額の算定の例

|                  |       |                  |              |       |
|------------------|-------|------------------|--------------|-------|
| 2 / 1 0          | 3 / 1 | 4 / 1            | 5 / 1        | 6 / 1 |
| (支給すべき事由の生じた日)   |       |                  |              |       |
|                  |       | (2月・3月分年金支給)     | (4月・5月分年金支給) |       |
| 旧補償基礎額で算定（3月分以前） |       | 新補償基礎額で算定（4月分以後） |              |       |
| 4 / 1（補償基礎額切替日）  |       |                  |              |       |

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令 第三百三十五号）

（年金たる損害補償の支給期間等）

第十三条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しないものとする。

3 年金たる損害補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支給するものとする。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であつても、支給するものとする。

政令第 号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち一人については二百七十円、」を「二百七十円（に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

附 則

- 1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補

償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成二十年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

## 理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げる必要があるからである。



非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）抄

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族についてはは一人につき二百十七円（非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三百</p> | <p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族についてはは一人につき二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者が不在の場合にあつてはそのうち一人につい</p> |

六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に  
ある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に  
ある弟妹

五 重度心身障害者

4  
(略)

ては二百十七円、非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在  
場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円)を、そ  
れぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に  
ある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に  
ある弟妹

五 重度心身障害者

4  
(略)

# 意見募集要領

## 1 意見募集対象

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる政令案の概要については、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ご記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は、日本語で記入してください。

### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : [bousaika-iken@ml.soumu.go.jp](mailto:bousaika-iken@ml.soumu.go.jp)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災企画係 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

### (2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災企画係 あて

### (3) FAXを利用する場合

FAX番号 : 03-5253-7535

総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災企画係 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### 4 意見提出期限

平成20年3月17日（月）午後5時（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

#### 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の用紙を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省消防庁国民保護・防災部防災課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及びご意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁国民保護・防災部防災課 へ

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

氏名（注1）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に関して意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。